

平成28年第7回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月21日若狭町議会第7回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
13番	大塚季由君	14番	小堀信昭君
15番	小林和弘君	16番	松本孝雄君

2. 欠席議員（1名）

12番	藤本勲君
-----	------

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	藤本 齐	書記	北清水 佳代
--------	------	----	--------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村 良隆
教育長	玉井 喜廣	会計管理者	蓮本 直樹
総務課長	中村 俊幸	政策推進課長	森川 克己
税務住民課長	橋本 清考	環境安全課長	深水 滋
福祉課長	小堀 勝弘	健康課長	高橋 久直
地域医療・介護 センター事務長	二本松 正広	建設課長	谷口 壽
水道課長	岡本 隆司	産業課長	森下 精彦
観光交流課長	泉原 功	パレオ文化課長	飛永 恭子
歴史文化課長	永江 寿夫	教育委員会 事務局長	木下 忠幸

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」の撤回について

日程第 3 議案第69号 若狭町農業委員会委員等の定数を定める条例の制定について

- 日程第 4 議案第 70 号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第 71 号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第 72 号 若狭町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 73 号 若狭町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 75 号 若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 76 号 集落基盤整備事業実施計画の変更について
- 日程第 10 議案第 78 号 平成 28 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 79 号 平成 28 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 80 号 平成 28 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 81 号 平成 28 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 82 号 平成 28 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 83 号 若狭町梅加工体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 84 号 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 85 号 嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 86 号 四季彩館の指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 87 号 若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 88 号 町道路線の変更について
- 日程第 21 議案第 89 号 町道路線の認定について
- 日程第 22 請願第 4 号 政府への「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願
- 日程第 23 議案第 77 号 平成 28 年度若狭町一般会計補正予算（第 4 号）

- 日程第 2 4 発議第 3 号 若狭町議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 5 発議第 4 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議員の派遣について

(午前10時34分 開会)

○議長（松本孝雄君）

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（松本孝雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番、武田敏孝君、11番、清水利一君を指名します。

～日程第2 「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」の撤回について～

○議長（松本孝雄君）

日程第2、「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」の撤回についてを議題にします。

森下町長から、撤回の理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、説明を申し上げます。

議案第74号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」は、国民健康保険特別会計の財政状況や被保険者数の税負担、また県内の他の自治体の状況等、諸般の事情を考慮し、再度、慎重に検討したく、今回、議案を撤回させていただきたいと考えております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松本孝雄君）

お諮りします。

ただいま議題となっております「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」の撤回について、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。

よって、「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」の撤回については、許可

することに決定しました。

～日程第3 議案第69号から日程第22 請願第4号～

○議長（松本孝雄君）

日程第3、議案第69号「若狭町農業委員会委員等の定数を定める条例の制定について」から日程第22、請願第4号「政府への「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願」まで20件を一括議題とします。

それぞれの常任委員長から審査報告が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、坂本豊君。

○総務産業建設常任委員会委員長（坂本 豊君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月1日、平成28年第7回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました案件は、議案13件、請願1件であります。

これら議案審査のため、12月8日に委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか関係課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第69号「若狭町農業委員会委員等の定数を定める条例の制定について」

審査の過程における主な質疑では、

問、認定農家の方の中で、補助を受けて農耕車両を購入されていて、いまだにナンバープレートをしていない農耕車両がある。

答、しっかり確認をしているつもりであるが、これからも指導していく。

問、農業委員になる地域の農業者や農業団体とは具体的にどのようなものを指すのか。

答、農業団体というのは、なかなか難しい。1月中旬に選考、募集要項等詳細について決める。

問、現在、若狭町ホームページで農業委員会の議事録は公開しているのか。

答、現在は掲載していないが、近々、掲載予定である。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につい

て」

特筆すべき質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「若狭町税条例の一部を改正する条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、「国際運輸業に係る所得に対する…」とあるが、このようなことに該当する方は若狭町にいるのか。

答、確認はしていないが、台湾に株式があり配当を得た方のこと。ないとは言い切れない。

問、なぜ、台湾だけなのか。

答、各国と日本が租税協定を結んでいる。台湾について課税がされていないという経緯がある。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「若狭町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について」

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「集落基盤整備事業実施計画の変更について」

審査の過程における主な質疑では、

問、その他工種の当初欄にある未舗装農道の舗装2,090メートルとあるが、これはどの部分であるのか。

答、現在、岩屋で2カ所、南前川で農道舗装を施工している。

問、施行箇所では、地権者負担はあるのか。

答、地元は2割負担であったと思う。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号「若狭町梅加工体験施設の指定管理者の指定について」

審査の過程における主な質疑では、

問、JA敦賀美方（梅の里会館）が人員不足でできないため、かみなか農楽舎に指定管理者を変更するのならば、公募した方法、内容の資料が要る。

答、農楽舎からの申請であり、申請されたものを配布する。

問、町との関係で、この施設はお金を出して管理してもらうのか。それとも賃貸料等をもらい施設を貸すのか。

答、指定管理料は発生しない。指定管理者の中で運用していただく。町からの持ち出しもない。

問、どのような体験をするのか。

答、梅ジュース、梅大福をつくる体験を行っていると聞いている。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」

審査の過程における主な質疑では、

問、現実的にシカやイノシシは何頭ぐらいか。少ない頭数でやっていけるのか。

答、27年度については、売上高321万1,112円、総利益が272万4,741円、営業利益は28万6,832円。平成26年度は97頭を処理、平成27年度は98頭、平成28年度は11月時点で31頭である。

問、夏のシカが一番おいしい。一番おいしくなる夏の時期にシカを捕獲する計画はないのか。

答、夏の時期には見えない毛が食肉にまざるので、そのようなことはしたくないとのことと処理をしていない。視察の中で、シカ肉をバーナーで焼くことをされており、それで毛をなくす方法も伝えてあるので、改善していただきたいと思っている。

意見、一般質問の中で、町長からの答弁で、広域で検討するということであった。我々もアイデアを出すので、町長、担当課は頑張っていくように。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について」

審査の過程における主な質疑では、

問、ゼロ・カンパニーに対する監査等はどのように行っているのか。

答、会社の監査で対応されている。

問、若狭町として、運用が適正に行われているかどうかを確認をする責任があるのではないか。

答、経理状況については、年度ごとに報告をいただいている。内容についても確認している。

問、油をどれだけ使用しているのか。納入業者については、いろいろ検討していかなければならない。

答、嶺南6市町の施設であるということ。今後とも経費抑制をして運用できるように業者ともども研究をしていく。

問、燃料費として961万8,410円を各市町で負担している。単価は。

答、単価は時価で73円である。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「四季彩館の指定管理者の指定について」

審査の過程における主な質疑では、

問、熊川宿の入込数が何十万人ということであるが、何を数えているのかと思う。資料館であるが、5万6,596人も本当に入ったのか。

答、資料館に入られた人数をカウントする方法はない。実際は、物産展示館、特産品を販売しているところに入られた人数の約半数は入られたということで計上している。

問、道の駅、食堂、物産展示館と合わせて売り上げが約7,200万円である。売り上げ的には順調かどうか。

答、特産を販売するところ、お土産等の販売であるが、前年比104%の売り上げとなっている。食堂、トイレ、資料館については、おおよそ横ばいである。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について」

審査の過程における主な質疑では、

問、以前の指定管理者と比べると、夢のような数字が並んでいて、町長が尽力されて非常に良い結果が出ている。指定管理の期間は、条例では5年間であると思うが、今回2年間である。どのような理由であるのか。

答、基本は5年間というのが多いが、今回、2年間の間に民営化、それと売却を進めたいということで2年間に設定をした。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号「町道路線の変更について」

審査の過程における主な質疑では、

問、この道路周辺の交通安全対策についてであるが、道路がだんだんできてくると、



危ないのではないかと住民から声がある。小学校のPTAからも「怖い、死角がある」と言われている。

答、現在、所管が建設課であるので、公安委員会と協議している。

問、センターラインが引いてあるほうが優先道路になるということか。

答、はい。今まではセンターラインがなかった。バツ印の交差点であるということだけであったが、優先道路を明確にするためにセンターラインを引くようにという指示であった。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号「町道路線の認定について」

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号「政府への「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願」について

紹介議員である北原議員より請願内容及び理由の説明を聞き、質疑を求めた。

審査の過程における主な質疑では、

問、戸別所得補償は2段階で、7,500円と差額7,500円である。これは1万5,000円に戻すということか。

答、そのとおりです。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本案は賛成少数により不採択にすべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査報告といたします。

○議長（松本孝雄君）

教育厚生常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○教育厚生常任委員会委員長（渡辺英朗君）

それでは、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月1日、平成28年第7回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました議案は、議案第75号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の1議案であります。

議案審査のため、12月9日午前9時より委員6名出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、中村総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条により、介護保険法の一部改正が行われたことに伴い、条例の改正が必要となるもので、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、利用定員18人以下の通所介護事業所が全て地域密着型になると、若狭町の方が今後、他市町の介護事業所へ通所できないということか。

答、地域密着型になると地域が特定されることになるが、家庭の事情などが考慮され、他市町で認められれば、通所することはできる。

問、厚生労働省令では、記録の整備による保存期間が2年間と定められているのに対し、若狭町の条例では5年間となっているのはなぜか。

答、2年間で記録がなくなると、利用者が通所介護事業所を変更した場合に利用者の経過を確認することができなくなる。最低5年間は記録を保存したいので、条例に5年間と定めている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査報告といたします。

○議長（松本孝雄君）

予算決算常任委員会委員長、島津秀樹君。

○予算決算常任委員会委員長（島津秀樹君）

それでは、予算決算常任委員会の報告をさせていただきます。

予算決算常任委員会の平成28年度の特別会計及び企業会計補正予算の審査報告をいたします。

去る12月1日、平成28年第7回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました、議案第78号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から議案第82号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」の計5議案について審査報告をいたします。

議案審査のため、12月12日午前9時より、委員13名出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

予算の主な内容について申し上げます。

まず、議案第78号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」ですが、歳入歳出予算の総額から87万2,000円を減額し、予算総額を20

億2,422万2,000円とするものです。

次に、議案第79号「平成28年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」ですが、往診用車両の購入等により、210万円を増額し、予算総額を1億904万1,000円とするものです。

次に、議案第80号「平成28年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」ですが、介護保険事業、介護保険サービス事業において395万4,000円を増額し、予算総額を19億7,198万3,000円とするものです。

次に、議案第81号「平成28年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」ですが、消費税納付金の増額等により464万9,000円を増額し、予算総額を1億7,840万6,000円とするものです。

次に、議案第82号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」ですが、収益的支出において、診療所事業費用の給与費を632万4,000円増額するものです。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

介護保険特別会計関連では、

問、特定入所者介護サービス費で600万円の減額は、介護保険法の改正により、非課税年金が収入になることで対象者が減ったからだと思うが、対象者は何人か。

答、昨年180人であったが、10月で150人になったので、約30人。

直営診療所特別会計関連では、

問、往診車両の購入において、リースの方が管理上よいと思うがどうか。

答、国庫補助の制度上、リースには充当できない。

以上、議案第78号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から議案第81号「平成28年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」の4議案及び議案第82号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」の1議案を審査の結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の特別会計及び企業会計補正予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（松本孝雄君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第69号「若狭町農業委員会委員等の定数を定める条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第69号「若狭町農業委員会委員等の定数を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第69号「若狭町農業委員会委員等の定数を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第70号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(松本孝雄君)

起立多数です。したがって、議案第70号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第71号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第71号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「若狭町税条例の一部を改正する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第72号「若狭町税条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第72号「若狭町税条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号「若狭町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第73号「若狭町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第73号「若狭町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第75号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第75号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号「集落基盤整備事業実施計画の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第76号「集落基盤整備事業実施計画の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第76号「集落基盤整備事業実施計画の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第78号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第78号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号「平成28年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第79号「平成28年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第79号「平成28年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号「平成28年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第80号「平成28年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第80号「平成28年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号「平成28年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第81号「平成28年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第81号「平成28年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。



次に、議案第 8 2 号「平成 2 8 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 8 2 号「平成 2 8 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第 8 2 号「平成 2 8 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 3 号「若狭町梅加工体験施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 8 3 号「若狭町梅加工体験施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第 8 3 号「若狭町梅加工体験施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 4 号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第84号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第84号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号「嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第85号「嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第85号「嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号「四季彩館の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 8 6 号「四季彩館の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第 8 6 号「四季彩館の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 7 号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 8 7 号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第 8 7 号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 8 号「町道路線の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 8 8 号「町道路線の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第 8 8 号「町道路線の変更について」は、委員長の

報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号「町道路線の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 89 号「町道路線の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第 89 号「町道路線の認定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 4 号「政府への「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願」に対する討論を行います。北原議員。

○7 番（北原武道君）

本請願に賛成の討論を行います。

かつて、平成 25 年産米までは農業者戸別所得補償制度というものがありませんでした。減反に参加することを条件に米農家に 10 アール当たり 1 万 5,000 円を一律に支払うことを柱にした制度です。このような直接支払いによる農業保護は、先進国で広く実施されており、農家収入のうち、政府補助金が占める割合は、スイス山岳部で 100%、フランスが 80%、アメリカの穀物農家 50%とされています。

農業者戸別所得補償制度は、これらは諸外国の制度に比べると、まだまだ不十分な制度でしたが、それでも我が国の農業を持続可能にする上で一定の役割を果たしていました。

民主党から自公に政権が交代したのに伴って、平成 25 年度にこの保護制度の名称が経営所得安定対策にかわり、10 アール当たりの交付金が 7,500 円に半減されました。この 7,500 円も平成 30 年産米からはなくなります。しかも、減反の枠が外されるので、過剰生産が心配されます。

12 月 14 日の福井新聞は、農林水産省の講師を招いた研修会で、県認定農業者ネットワークの会長が、「離農者が増えても、私たち担い手は農地を引き受けていけるの

か」と問題提起したと報道しています。米づくり農家がまさにとどめを刺されるような時期に至っています。

農業者戸別所得補償制度の復活、これは悲痛の叫びだと思います。私は、本請願、採択すべきものと考えます。ありがとうございました。

○議長（松本孝雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

請願第4号「政府への「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（松本孝雄君）

起立少数です。したがって、請願第4号「政府への「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

～日程第23 議案第77号～

○議長（松本孝雄君）

次に、日程第23、議案第77号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

この件については、去る12月1日に予算決算常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告が提出されました。

予算決算常任委員会委員長から審査報告を求めます。島津秀樹君。

○予算決算常任委員会委員長（島津秀樹君）

それでは、一般会計補正予算の審査報告をさせていただきます。

予算決算常任委員会の平成28年度補正予算審査報告をいたします。

去る12月1日、平成28年第7回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました、議案第77号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」についての審査報告をいたします。

議案審査のため、12月12日午前9時より、委員13名出席のもと、議案説明者と

して森下町長、中村副町長、玉井教育長、運本会計管理者、中村総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第77号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,344万8,000円を追加し、予算総額を110億9,247万円とするもので、歳入の主なものは、町税3,917万1,000円の増額、国庫支出金1,511万1,000円の増額、県支出金4,439万9,000円の増額、町債3,350万円の増額であります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

一般会計全体の人件費で、4月以降の人事異動による職員の配置及び職員の退職による調整や人事院勧告に基づく給与等の改正により、1,559万8,000円の減額となります。

人件費以外では、民生費で、後期高齢者医療事業961万3,000円、一般障害者事務費事業1,659万9,000円、地域生活支援事業512万3,000円であります。

衛生費では、再生可能エネルギー導入推進事業1,550万円であります。

農林水産業費では、経営体育成支援事業1,173万6,000円、土地改良事業2,092万円あります。

土木費では、道路新設改良全般事業750万円、道路改築事業3,403万円あります。

教育費では、校舎・体育館の耐震診断や実施設計など、瓜生小学校改修事業900万円、上中中学校改修事業1,800万円あります。

以上が一般会計補正予算の概要であります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

環境安全課関連では、

問、再生可能エネルギー導入推進事業において設置されるソーラーLEDの数が指定避難所によって違うが、どういう基準で決めているのか。

答、各施設に既にある照明も考慮し、決めている。

次に、税務住民課関連では、

問、ゴルフ場利用税について、わかさカントリー倶楽部が民事再生手続き開始の申し立てをされたが、徴収への影響はないのか。

答、ゴルフ場は今までどおり営業されると聞いている。直接の影響はないと考えてい

る。

次に、建設課関連では、

問、治山事業費で、ふとん籠による土砂止めの施工があるが、この規模で大丈夫か。

答、今回の施工場所の規模であれば、大丈夫だと思う。

次に、産業課関連では、

問、経営体育成支援事業で、1経営体が減っているのはなぜか。

答、当初、乾燥調整機を計画されていたが、自己負担分を考慮した結果、経営的に難しいとのことで辞退された。

次に、教育委員会関連では、

問、学校耐震診断で、瓜生小学校と上中中学校は昭和57年度建築ということだが、なぜ旧耐震のレベルなのか。

答、昭和56年6月に建築基準法が改正されており、上中中学校は昭和57年3月に竣工しており、法律改正前に旧耐震基準で設計する場合があったのではないかと考えられる。

問、学校耐震改修制度があった時期と比べ予算的にどうか。

答、制度があったころと比較すると、5,000万円程度財政負担が多いと思う。

以上、議案第77号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」を審査の結果、討論では、反対討論で、今年度の人事院勧告に鑑み、議員報酬の期末手当0.1カ月引き上げる補正予算41万4,000円計上されているが、議員に適用されるものではなく、今後、勧告があるたびに上げ下げを検討し改定していくことに疑問がある。

賛成討論はなく、委員多数の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の一般会計補正予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（松本孝雄君）

「議案第77号」については、渡辺英朗君他1人からお手元に配りました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。1番、渡辺英朗君。

○1番（渡辺英朗君）

ただいま議長のお許しをいただきまして、議案第77号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」に対する修正案の修正理由と説明を述べさせていただきます。

お手元に配付されております、この修正動議につきましては、辻岡議員の御賛同を得て、ともに提出をさせていただきました。

今回上程されております「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」につき

まして、この中に人事院勧告に基づく議員の期末手当の増額分が計上されております。このことにつきまして、修正案を提出しております。

「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」第1条第1項の中にございます歳入歳出の補正額をそれぞれ1億3,344万8,000円を1億3,303万4,000円に改め、また、予算総額を110億9,247万円を110億9,205万6,000円に改めるものでございます

先ほども申し上げましたが、人事院勧告に基づく議員報酬の増額につきましては疑問を感じることも、また、地域の経済状況、町の財政状況に鑑み、今の時点での引き上げは実施すべきではないことを踏まえまして、今回の補正予算に対し、修正案を提出した次第でございます。

議員の皆様には、御理解、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（松本孝雄君）

委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第77号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」に対する討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言はありますか。小林議員。

○15番（小林和弘君）

私は、議案第77号に賛成するものであります。

反対者の主張によりますと、先ほど委員長報告にもありましたように、人事院勧告のたびに上げ下げを伴う条例の改正を実施すれば、大変煩雑であるというふうな話がありました。人事院勧告は毎年のごとく確かに出されておりますが、今まで一度もそのことを議員の給与等に反映したことはありません。

昨今の状況は、アベノミクスを達成するため、政府は一生懸命で、各企業に対し、安倍首相自らがベースアップを要請し、少しずつではありますが、その効果があらわれ、デフレ脱却のための景気浮揚の兆しが少し見えようとしております。

さらに、景気を浮揚するためには、今回の人事院勧告を議員にも寄与させ、購買力の掘り起こしにつなげることが大きな目的と考えます。



また、若狭町の議員には、実はもう一つ大きな理由があります。期末手当は、嶺南4町の中で若狭町だけが他町と比べて0.3カ月少ない現状であります。

これは十三、四年前に遡りますけれども、財政改革の一環として減額して以来、今日までずっと続いてきたわけでありまして。その間、何回か議員間で話題にはなりましたが、世情を考慮し、改正に踏み切ることができませんでした。今回は、幸いなことに、美浜、高浜両町は改正をしないということですので、もし今回、可決できれば、両町とは0.2カ月分の差になり、少しではありますが、両町に近づきます。

議員の待遇改善も全議員我々の務めでありまして。次期議員としては、これでは満足できないでしょうが、少しは待遇改善に寄与したことになるでしょう。

以上の理由で、原案賛成を表明し、賛同議員が多数になることを期待し、討論を終わります。

○議長（松本孝雄君）

次に、原案及び修正案に反対の発言はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

次に、修正案に賛成の発言はありますか。小堀信昭君。

○14番（小堀信昭君）

私は、この修正案に賛成する一人として、一言だけでございますが、申し述べておきます。

先ほどありました議案第70号の「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」も私は反対をいたしました。

それは、この町にとって大変な事件でありましたノロの事件がいまだにあって、最終的に全学校の給食設備等の点検、また設備改善がまだまだ行わなければならないとも私は思っております。そういった中で、この案件に対して、反対したのは、できるだけ特別職の皆様方がここでひと踏ん張りしていただけたらという気持ちがあったので、それには反対しました。

そして、このたび、私たち議員に対しての0.1%の、もとに戻すと私は思っているんですけども、もとに戻すんだったら、0.3%戻したほうが気持ちよくいけるのではないかと思っておりますが、それよりもまず自分たちの身を削るということが大事だと思ひ、この修正案に賛成をいたします。皆様方のこの修正案に対する力強い御支援をいただきますことを心よりお願い申し上げまして、私の修正案の賛成を終わります。

○議長（松本孝雄君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第77号「平成28年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」の採決を行います。

まず、本案に対する渡辺英朗君ほか1人から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の諸君は起立願います。

[起立少数]

○議長(松本孝雄君)

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(松本孝雄君)

起立多数です。したがって、議案第77号「平成28年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」は可決されました。

～日程第24 発議第3号～

○議長(松本孝雄君)

次に、日程第24、発議第3号「若狭町議会議員の定数を定める条例の一部改正について」を議題とします。

議員定数等調査特別委員長から審査報告書が提出されました。

議員定数等調査特別委員長から審査報告を求めます。議員定数等調査特別委員会委員長、清水利一君。

○議員定数等調査特別委員会委員長(清水利一君)

それでは、議員定数等調査特別委員会の審査報告をいたします。

去る9月定例会本会議において、「若狭町議会議員の定数を定める条例の一部改正について」審議を求める発議が提出されました。

当議案の審査は、議題上程され、議員定数等調査特別委員会を設置し、継続審査として付託されたものであります。

現在の若狭町議会議員の定数16人は、平成24年度において決定されたものであり、

近年の県内自治体や周辺自治体の議会議員の定数の現状及び当町における人口減少と町財政の現状を鑑み、16人を14人に改め、公布の日から施行し、同日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用とするものであります。

委員会における付託議案審査については、継続審査とし、去る10月28日に第1回、11月14日に第2回、12月1日に第3回の開催をし、委員出席のもと、慎重に審査をいたしました。

去る10月28日の第1回委員会では、2人欠席のもと、発議第3号「若狭町議会議員の定数を定める条例の一部改正について」、発議内容及び理由の説明から、議会改革特別委員会の主な議論、経過内容、また近隣自治体の議員定数現状報告等を行った上、出席議員全員の意見、自由討議を行いました。

審査の過程における主な意見、討議を申し上げます。

提案の理由は、3点あります。

1つ、議員定数は、県内8町の中で若狭町議会16人が一番多いこと。

2つ、住民アンケートの結果、議員定数削減の意見が多くあったこと。

3つ、2名削減することで、財政上年間1,000万円程度削減効果が見込まれることで提案しております。

町民にかわって物事の判断をするのが一番大事であるので、必ずしも声を聞くのが全てではない。人数が減れば減るほど少数判断となり、民主主義の判断ミス、間違いが起りやすくなり、判決に反映しにくくなる。効率だけで物事を考えたら、民主主義がすたれていく。

次に、発議の趣旨説明の内容は、余りにも大局過ぎる。全国の地方議会で不祥事が続く中で我が町は疑念を持たれていることは1つもない。町の財政改善策としての議員削減は、組織としての力を減らすだけで、行政にとっての議会は聖域であり、執行状況に対して監視する役目にある。議員定数を減らすことが町民からの負託に応えることになるのか、大きな過ちにつながるのではないかと危機感を覚える。その大きな過ちの意味は、議員定数を減らすことによって、議員の範囲が広がり、町民の民意を吸い取りにくく、吸収力が弱くなり、住民の不満がふえるのでは。また議員になる人が少なくなることも考えられるということで反対です。

次に、広くなればなっただけ、余計に動き回るのが議員の仕事であると思う。三方、上中の地域間も、3期10年たつと、こだわりを持つのがおかしいし、減らしてもよいと思う。

次に、議員研修会での先生の話は、「議員定数を削減するのはおかしい、みずからの

職権を放棄しているようなものだ」と言われていた。議員はもっと大きな町行政に対し、責任があります。自分たちの持っていることで行動を起こせばよい。削減すれば、町民のニーズに従うようなことに決めつけているように思う。

次に、議員改革特別委員会の当初の趣旨は、議員定数は関係なく、町議会としてふさわしい議会を目指し、議会活動の活性化と充実のために必要な事項を検討し、町民から信頼される改善を図らなければならないが、そういうことをなおざりにして、ぼっと出てきたのは残念で、その機会はあったように思える。ここに至っては、減らさなければならぬと思う。

次に、10年がたち、上中も三方も地域意識はないということではありません。どこかに地域意識がまだ残っている。民主主義からいえば、ある程度の地域意識と地域の行政に物言う代表が必要。もっと考えていくべき。

次に、12月議会に結論を出さないといけないということで、議員数が減ってくると、議会の仕組みや委員会の見直しも必要になる。

次に、根本にあるアンケート結果が削減問題にあがっていると思いますが、100%町民の意見として取り上げるのは間違っていると思う。議員と語る会もしていただきかったが、議会の弱体化を考えた場合、それで果たしていいのか。もう少し時間か欲しい。

次に、定数には合理的な基準はないわけですが、若狭町議会としての適正な判断をしていかなければならない。どうすればよいのかとと思っている。

次に、11月14日の第2回委員会では、1人欠席のもと、特に議会に対する町民アンケートの精査及び議会改革特別委員会の協議結果内容の整合性等で自由討議を行いました。

審査の過程における主な意見、討議を申し上げます。

私は、住民の声として、アンケートに本音が出たのではないかと。語る会では、こういう結果が出なかったかもしれませんが、住民の声を真摯に受けとめるべき。圧倒的に議員削減が出たということで、本当の声と考え、削減すべき。

次に、例えば小浜市議会が議員定数を減らしたときに、公共施設の有料化等を決めたり職員の給料削減を求めたりしたと聞きました。今回の大義はあるのかなと単純に軽視するわけではありませんが、町民の方と語る会の後、結論を出すのも遅くないし、財政運営の話も深めていった段階で出すべき。

次に、議員の削減問題については、アンケート結果を踏まえてとあるが、1,700名前後で町民の意見と決めつけることに無理がある。議員なんて要らないというような

チェックをされていました。これをまともに受けて、議会の中で本当に重要視して受けること自体、軽視される。他市町も議員削減はしたが、その市町に聞くと、簡単に削減すべきではないと聞く。議員必携にも書いてある。今の議員メンバーだけの問題でもない。これから新しく議員を目指す人もおられますので、じっくり時間をかけて議論をするべき。

次に、定数によって、メリット、デメリットはあると思う。それを議論すべき。

次に、現実問題として、アンケート結果を無視できないというのが議会改革特別委員会の話でした。その中で出てきた議員定数削減問題が委員会で否決されました。それに対して、住民のアンケートの声に反映しないということで、発議者が出て賛同者が出ました。その結果をとるのを先延ばしすると、何のためにアンケートをとったのかとなります。

次に、継続審査と言われる前に、もっと意見を出し合って、出し尽くすまで議論してから継続審査というのはナンセンスで時間延ばしとしか思えない。議事録でもかなり意見を述べられていますので、継続審査というのはおかしいと思う。

次に、12月1日の第3回委員会では、1人欠席のもと、再度発議内容の意思統一及び再認識と2回にかけての議論に引き続き、意見、自由討議を行いました。

審査の過程における主な意見、討議を申し上げます。

住民の方は、議員定数について、かなりの方が注目されているようです。その認識をしてほしいと思う。

次に、意見が出尽くしたように思う。最終的には賛否によって結論を出すべき。

次に、私は、町の財政状況を全て把握できていませんが、この先どうなっていくのか、大変危惧しています。今度その勉強会を持ってみたいと思っています。もう少し見定めたいし、その上で判断したいと思います。

次に、町の無駄遣いも相当あると把握しているし、特に若狭町は二州管内と若狭管内にまたがっていますので、委員会そのものがかけ持ちが出てくる。もっと慎重に進めるべき。

次に、財政のことや無駄遣いの話で、勉強会等、行政のしていることで、個人的な勉強も大事ですが、議会としても取り組むべき。

次に、永平寺町での例で、18人から14人の削減で大変調整が難しい問題が出ていたと聞く。二重行政の中、議員に重くのしかかってくる、慎重にすべきです。

次に、賛成、反対、いろいろな意見が出ましたが、最終日の本会議場で自分の意見を出せば、議事録や議会だよりにも掲載されるので、最終的に結論を本会議でやっていた

だきたいと思う。

次に、委員会で曖昧なままで続けるのはどうか。委員会のあり方として判断を出すべき。

以上、主な審査の経過と概要を申し上げましたが、発議第3号「若狭町議会議員の定数を定める条例の一部改正について」、委員会審査を打ち切り、討論を行い、採決の結果、可否同数となりました。よって、委員長の裁決権を行使することにより、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、議員定数等調査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（松本孝雄君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、発議第3号「若狭町議会議員の定数を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論の申し出がありますので、許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。今井富雄君。

○5番（今井富雄君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、時間をいただいて発言をさせていただきます。

本発議は、我が町、我が議会に当てはめた検討、検証が十分なされておらず、現時点で結論づけるには拙速であるという判断とあわせまして、この上程案に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、発議に至った趣旨内容について、私は、次の疑問と代替案を抱いております。

1つ目に、趣旨説明文中、全国の地方議会で不祥事が続く中と背景づけられておりますが、これは主に政務活動費の誤った使い方にかかわることを指しておられると思いますが、我が若狭町議会には、政務活動費なる支給制度はなく、この種のことに关しましては、若狭町議会議員としての矜持を持つべきではないでしょうか。

2つ目に、県内の越前町や永平寺町の議会が判断された定数削減行動が先端をゆくかのごとく取り上げられておりますが、これは削減ありきの観点から用いられた事例だと

私は受けとめております。永平寺町や越前町の2つの町を含め、過去に削減に踏み切られた該当議会がその後どのような自己評価をされているかといったことも幅広く収集し、考慮すべきであると考えます。

3つ目に、我が町の財政事情を考慮すると、議員削減の決断もやむなしとされていますが、確かに財政改善の必要性を迫られているのは事実でございます。しかし、今までに議会の中で、財政改善のためにみずからの組織の中の人を減らす方策もやむなしといった身を切るような議論は何もなされておられません。人を減らして人件費を抑える方策の前に、若狭町の事業やシステムの見直し、改善、そして、コストパフォーマンス、B/Cとも言いますが、このような手法を取り入れての財政改善提言こそが今の議会に求められていることだと思います。

4つ目に、国の第31次地方制度調査会が内閣総理大臣に答申した内容を踏襲すべきといったこともあげられておりますが、若狭町が解決を迫られている問題は、額縁に入れられた高いところに掲げられた中央の答申に対する論議よりも、もっともってはるか麓のでこぼこをどうすべきかという論議が先決であると考えます。

5つ目に、発議趣旨に取り上げられておりますところの、町民の方々に協力いただき実施しました、昨年末の若狭町議会に対する町民アンケートのことに触れさせていただきます。これは大変重要な部分でございます。

このアンケートは、若狭町議会の活性化の方策を探る目的で、議会改革特別委員会が実施し、各区長様の協力のもと、全町民の約7%から貴重な御回答をいただいております。

そのアンケートの23項目のうちの一つの設問、若狭町議会の現在の定数についての項目の集計結果を今回の発議趣旨のメインとされているようでございます。

この項目の回答方式は、御存じのとおり、適当、多い、少ない、わからないの四択で、選択の理由は求めておりません。その集計結果が、適当が30.3%、多いが40.7%、少ないが1.8%、わからないが26%などの結果であったことから、多くの町民の方の意識は、現在の議員数は多いと判断され、あわせてこのことが議会への不信と批判のあらわれであるとして、この今回のアンケートにおける町民の方々の意識に応えるには、直ちに現在の定数を減らすべきであるという評論がそもそもの提案削減の主たる論法のようにございます。

しかし、私は、この結論を導かれたプロセスに少なくとも一つ逸脱していることがあると指摘をさせていただきます。釈迦に説法になって恐縮ですが、物事を円滑に進めるための代表的な手法にデミングサークルという方法があります。今回の用いられたやり

方、手法では、計画、実行の後の評価・検証が不十分でございます。つまり町民の方がなぜ議員が多いという評価を選択されたのか。また、この結果を導いたのは、議会、また議員のどこに落ち度があったのかという評価・検証がなされておりませんし、この結果を改善させる方法はないものかといった一步踏み込んだ議論もされておりません。論議されるとしたら、定数を減らすことによる有益性はどこにあるのか、逆に弊害は考えられないのか。そして、そのバランスを考えたとき、果たしてどちらを選択すべきかというように、さらに踏み込んだ議論、行動に進むべきだと考えます。

以上が発議の趣旨に対する意見と代替論でございます。議会の評価をかわす手段であってはなりません。重大なアンケート結果であると問題視するならば、その結果を真摯に受けとめ、この評価をどのように改善させるか、そして、いかにして町民の方々にその改善策の評価を得ていくかをまず考えるべきでございます。

定数を減らすのは、熟議に熟議を重ねた最後の最後の手段でなければならないというのが私の持論でございます。当然、民意は尊重しなければなりませんし、民意に応えなければなりません。しかし、直接町民の方々に伝わりにくい部分、つまり町の発展のために行政にかかわっていかなければならない責務、あわせて、議会組織として、その機能、能力を研さんし、高めていくための議員としての責務、これらを課せられていることも事実です。そして、この部分の取り組みこそが議会の活性化につながるのではないかなというふうに思っております。

繰り返しになりますが、我々議会は、若狭町を発展していくために、いかに貢献し、住民福祉の向上につなげるかということ暗黙のうちに町民の皆様から負託されております。この負託に対して、議員定数を減らすことが若狭町の発展に、議会として、議員として本当に寄与することにつながるのでしょうか。一度減らせばもとへは戻せません。考える頭数が減れば、能力も落ちることは明らかです。山積する課題を解決するための能力が今よりも不足することにもなります。ここにきて、定数を減らしつつ、さらなる議会の活性化を次期の議会議員に託すという不合理とも思える方策をどうしても選択しなければならないのでしょうか。大変重要な判断を迫られております。それゆえに私の持論を御理解賜りますことを切望しまして反対討論とさせていただきます。

要を得ず長々となりましたが、御清聴いただきありがとうございました。

○議長（松本孝雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。小林和弘君。

○15番（小林和弘君）

それでは、発議第3号について、賛成の討論をさせていただきます。



昨日の新聞で、敦賀の市議会議員の定数を24人を4人削減し、20人にするよう敦賀の区長会より要望があったとの報道に接し、若狭町も他人に指摘される前に、議員みずからの力でこの種の問題は決着つけねばならないなど思った次第です。

後ほど反対討論されると思いますが、北原議員が12月に町民向けに、「北原武道町議会レポート」というのを実は出されております。うちの家もいつもくれるんですけども。この第2項目めに、「若狭町議会議員定数2減が提案される」というふうな実はこれを、全町ではないでしょうけれども、多くの住民の方に配られております。大変偉いことやと思うんですけども。

これを実はずっとめくりますと、ここに、「県下8町の各町の有権者の数」、「議員の定数」、「1人当たりの有権者の数」というのが一目瞭然でわかるわけです。これを見たときにあれって思いました。一番多いのは越前町です。越前町は1万9,000人有権者おられます。若狭町は6,000人少ない1万3,000人なんですね。定数は、越前町は14人です。福井県下を見ますと、若狭町が16名、池田町が8名、あとの6つは全部14名です。有権者数その他は先ほどお話ししました。これを一般の住民の方がどう思うだろうなと思ったときに、多いなあ、若狭町は、まず間違いない。これでは、そのうち、ああ敦賀市がこんなことをやっておるんや、若狭町も定数削減の要望書が多分出されるでしょう。

委員長報告で、詳しく議員間の議論の様子が語られましたから、私から特に説明する必要はありませんけれども、反対討論の一、二点について、さらに反対討論をいたしますと、議員定数を減らすと、議員としての活動範囲が広くなり、目が行き届かなくなり、住民の不満につながっていくことも考えられるということですが、現在においても議員というものは地域的な範囲というものはありません。全町をカバーするのが当然で、議員個人個人がそのような行動をしていけば、こんな意見は出ないはずだと思います。

また、少人数になると、やっぱり判断のミスや間違い等も起こりやすいという意見もありますけれども、議員一人一人がしっかりと勉強して、精査して、物事に対して判断をすれば、何ら問題が起こるものではないと思います。

そういう中で、2人の削減、これで6町と並ぶわけで、これはぜひともやっぱり達成する使命が我々にはあると思いますので、皆さんの賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本孝雄君）

次に、原案に反対者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

小林議員に反論をするわけではないんですが、議員定数を削減するこの本案について反対をいたします。

反対の理由を申し上げます。一部先ほどの小林議員ともかみ合わせて考えたいと思うんですが、申し上げます。

町長は、選挙で選ばれた町民の代表でありまして、町の政治を町民から委任されています。しかし、町民は、全権を町長に白紙委任しているわけではありません。白紙委任してしまったら、民主主義ではなく独裁になってしまいます。独裁にならないように、個々の政策について、つまり条例や予算について、その都度、イエスかノーかを町民に確認してもらう必要があります。住民投票によって、全町民にイエス、ノーを問うのが最も民主主義的ですが、それでは余りにも効率が悪いので、町民の代表として、選挙で選ばれた町会議員がそれを行っているわけです。つまり議員の最も重要な任務は、議案のイエス、ノーを判断する、議場で賛否を表示することなのです。議員の数が少なければ、それは少人数で物事を決めてしまうことになり、それだけ民主主義から遠ざかります。

情報手段が発達してきましたから、町民の声が行政に届きやすくなっている、議員は減っても大丈夫だと、そういう考え方もありますが、今申しましたように、議員の最も重要な任務は、町民の声を届けると、行政に届けるという、これも大事ですけれども、最も大事なものは、賛否を判断すると、こういうことだろうと思います。したがって、議員の数を減らせば、それだけ町の政治が民主主義から遠ざかるということです。民主主義は手間もかかるし金もかかります。何から何まで経済効率で考えるのがいいわけではありません。若狭町といえば、民主主義、民主主義が町の看板、これが私の望んでいるところです。先ほど小林議員から、若狭町の議員は多いということでしたけれども、今申しましたように、私は、民主主義が町の看板になるような、そういう町になればいいなど、そんなふうに思っているところです。

以上、本案に反対の理由です。ありがとうございました。

○議長（松本孝雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この採決は起立によって行います。また、採決の正確な確認ができるまで着席しない

てください。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

発議第3号「若狭町議会議員の定数を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長（松本孝雄君）

起立多数です。したがって、発議第3号「若狭町議会議員の定数を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第25 発議第4号～

○議長（松本孝雄君）

次に、日程第25、発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。2番、島津秀樹君。

○2番（島津秀樹君）

それでは、発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の提案理由を申し上げます。

若狭町議会議員の期末手当を平成28年8月に出されました人事院勧告の基準に準じまして、年2.8カ月であるものを年2.9カ月に改正するものであります。

以上であります。

○議長（松本孝雄君）

以上で、提出者の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。渡辺英朗君。

○1番（渡辺英朗君）

ただいま発議されました発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の提案につきまして、反対の討論をさせていただきます。

先ほども述べさせていただいておりますが、今回の議員の期末手当の0.1カ月分の増額引き上げにつきましては、人事院勧告の適用が議員にはなされないという観点から、

また、今まで若狭町議会として、嶺南地域で低い支給額で維持をしてきた中で、今回の人事院勧告に準じての引き上げはふさわしいこととは考えておりません。全体的な議論をし、報酬等のあり方についても検討すべきというふうを考えております。

最後に、一番鑑みるべきは、地域の経済状況でございます。町内の企業の撤退や商工、観光業の低迷が続いております。とても好感できる状況にはなく、町の財政状況につきましても厳しい状況が続いておるといふ点から、今回の期末手当の引き上げにつきましては、反対の考えでございます。

以上、反対討論といたしまして、議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本孝雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松本孝雄君）

起立多数です。したがって、発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第26 議員の派遣について～

○議長（松本孝雄君）

次に、日程第26、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものいたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成28年第7回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、今月1日開会以来、本日までの21日間にわたり、条例の制定及び一部改正並びに平成28年度各会計の補正予算など重要議案につきまして、本会議をはじめ各常任委員会において終始熱心に御審議を賜り、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、今定例会で可決されました諸議案につきましては、適切に執行していただき、さらなる住民福祉の向上につなげていただきますようお願いのであります。

終わりに、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼申し上げますとともに、本年も残すところ10日余りとなり、何かと気ぜわしい時期となりましたが、皆様方には健康に十分御留意をいただき、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月1日の開会以来、本日まで21日間にわたり、条例の制定や一部改正、平成28年度若狭町一般会計、特別会計、企業会計の補正予算など数多くの重要な案件につきまして御審議を賜りました。

その間、議員の皆様方には、提案させていただきました議案に対しまして、本会議並びに各常任委員会において御熱心に御審議をいただき、まことにありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、十分留意して今後の町政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、先日、きのうなんですけど、20日、福井県、そして、この若狭町にとって、待ちに待ったニュースが飛び込んでまいりました。それは念願でありました北陸新幹線の小浜から京都ルートの正式決定であります。

今回、この決定がもたらす、我々若狭地域への影響ははかり知れないものがあると考えております。御存じのように、少子高齢化社会、人口減少の多くの課題がある中、若

狭地域の魅力を発信し、交流人口の拡大に向けて明るいニュースをいただき、期待をいたしております。大きく未来へ羽ばたきたいと私は考えております。

今後は、国、県、近隣の市町と、そして、関係団体等とも十分連携を図りながら、早期の完成に向けて前へ進めさせていただきたいと考えております。

また、長年の悲願でもございました常神半島・西浦地域の交通にとって、非常に重要な役割を担う県道常神三方線のトンネルのルート決定が正式に発表されました。いよいよ本格的な事業着手となります。平成30年度には、槌音も響くものと考えており、期待をいたしております。これにつきましても県や地元関係者等と十分に連携を図りながら早期完成に向けて頑張っていきたいと考えております。

次に、町のイベントの関係でございますが、年を明けますと、2月18日、19日でございますが、若狭町ゆかりの大相撲力士、勢関をはじめ、所属する伊勢ノ海部屋の関係者の方々をお迎えしての住民の皆さんとの交流会などを開催をさせていただきます。たくさんの町民の皆様にご参加いただき、楽しんでいただきたいと思っておりますので、議員各位の皆様におかれましても、ぜひとも御参加をお願い申し上げます。

本当に月日のたつのは早いもので、今年も残すところ、あと1週間余りになりました。新しく迎える平成29年が希望と活気に満ちた年になることを心から願っております。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分に御留意をいただきまして、御家族おそろいで輝かしい新年をお迎えいただきますよう御祈念を申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(午後 0時26分 閉会)